

【開催概要】

テーマ	第 1 回 FD 研究会 秋学期に向けた、遠隔授業の在り方 ～春学期の授業アンケートから～
開催日	2020 年 9 月 4 日（金）～2020 年 10 月 4 日（日）
開催方法	オンデマンド
講師	篠原 正典 (遠隔授業等実施に関する検討委員会委員長/教育学部教授)

【報告】

新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から、2020 年度春学期は全て遠隔授業となりました。春学期末に実施した授業アンケート結果から、学生は遠隔授業に一定の満足を得ているものの、自由記述による回答からは、課題の出し方や質問への対応、授業運営等について様々な意見が寄せられました。そこで、アンケート結果を振り返り、秋学期へ向けてより良い授業運営について考える機会としました。

結果を見てみると、対面授業であった 2019 年春学期と比較して、学習時間が大きく増加していることがわかりました。また、「積極的に授業を受けた」などの学習効果についても前年の対面授業より若干高い評価が得られています。選択式の設問については、全体的にそれほど悪い結果はありませんでした。しかし、自由記述の回答には、「課題の量が多い」「レジュメのみの掲載で内容の説明がない」「質問に対する教員からの回答がない」「孤独感を感じる」など、改善要望が多く寄せられました。その一方で、「いつでも振り返って学習できる」「質問に対して丁寧な回答がある授業では、学習のモチベーションが上がった」「交通費がかからない」などこれも遠隔授業ならではの、良い意見も寄せられています。

このような結果をふまえて、「授業形態」「課題掲出」「学生からの質問への対応」「成績評価」の 4 点を秋学期に向けてこれからの課題として取り上げました。「授業形態」では、文字資料の掲示だけでなく、それを補う映像教材を作成いただくこと、「課題掲出」では、過度にならない適切な量の課題を課してほしいこと、「学生からの質問への対応」では、質問への回答方法についてあらかじめ学生とルールを設定しておくこと、「成績評価」では、評価の基準や方法を明確にし、課題の採点結果を必ずフィードバックしてほしいことなどを説明しました。

【開催概要】

テーマ	第 2 回 FD 研究会 2021 年度シラバス作成に関する説明会
開催日	2020 年 12 月 11 日（金）～2021 年 3 月 23 日（火）
開催方法	オンデマンド
講師	市川 定敬（教育推進副機構長）

【報告】

基本となるシラバスの役割について確認し、作成時の注意事項の説明、そしてそれらに基づいた簡単なワークを実施しました。シラバスは学生にとって授業の選択ツール、計画書であることに加え、DP や CP との関係を示すことで、その授業の存在意義を説明するなど、様々な役割をもっていることを共有しました。また、シラバスを正しく書くことにより、その授業がどのような授業であり、どのような力を付けることができるかを学生に知らせることで、学修効果を高めるツールにもなります。

シラバス作成時の注意では、混同しやすい「授業のテーマ」「授業の概要」「授業の目的・ねらい」の 3 つの項目の違いについて要点を整理したあと、特に重要な「到達目標」についての書き方を具体的に説明しました。到達目標は、学生を主語として、測定可能な行動を示す動詞（述べる、比較する、説明する等）で書くこと、一つの文章に対して目標は一つに絞って記入する（複数挙げない）ことが注意点として挙げられました。また、適切に到達目標を立てることは、学生の自学自習の促進につながります。到達目標は成績評価の基準と併せて設定する必要があり、測定できるようなものにすることも必要であると述べました。これらの説明を踏まえて、到達目標と成績評価の書き方についてのワークを行いました。

【開催概要】

テーマ	第3回 FD 研究会 Google Classroom の機能説明
開催日	2021年3月18日(木)～2021年4月13日(火)
開催方法	オンデマンド
講師	平井 孝典(教育推進課長)

【報告】

2021年3月に実施した「令和3年度採用教育職員研修会」において説明をした Google Classroom の機能説明と同じ内容を動画教材にし、全ての教職員に公開しました。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本学でも遠隔授業を導入しておりそのツール(LMS)として Google Classroom を活用しています。

Google Classroom を利用した遠隔授業の注意点主に以下のことを説明しました。

- 1) Google Classroom の主な機能について
- 2) 遠隔授業に向けた準備について
- 3) 学生からの質問について
- 4) 遠隔授業における出欠の管理について

【開催概要】

テーマ	第 4 回 FD 研究会 授業教材における著作権の取り扱いについて
開催日時	(同時双方向) 2021 年 3 月 24 日 (水) 10:00~12:00 (オンデマンド) 2021 年 3 月 31 日 (水) ~2021 年 4 月 30 日 (金)
開催方法	Zoom (同時双方向) / オンデマンド
講師	芳賀 高洋 氏 (岐阜聖徳学園大学 教育学部 准教授 / 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」 専門委員・初等中等教育 WG 幹事)

【報告】

まずはじめに著作権の概念について確認されました。著作者に敬意を示し著作権を尊重すること、他者の著作物をコピーやインターネットで送受信する場合は、著作権者の許諾を得るとというのが著作権に対する基本的な考え方で、「その都度許諾を得る」というのが原則であると述べられました。これまで学校の授業では例外として著作権法第 35 条により、「必要と認められるという限度内」で著作権者に無断でコピーすることが認められていましたが、2020 年改正によりインターネット上での送信（公衆送信）についても認められることとなりました。ここでいう公衆送信とはあくまで学校での授業が目的で、対象は教員とその受講生であり、一般に公開することではありません。公衆送信を伴う授業にはいくつかの形態がありますが、形態により補償金が有料か無料かは異なります。

著作権法第 35 条の運用についてはさまざまなケースが想定され、それら全てを法律に載せることは不可能なため、「運用指針」が作成されており、これをもとに実際は判断していくこととなります。ただ、この運用指針は「最終的な結論」や「唯一の答え」ではありません。ひとつの判断材料として扱うものになります。それらを前提として、運用指針の解説をされました。「授業であるか」「必要と認められる限度か」などがポイントとして挙げられ、それぞれの事項についての考え方を説明されました。その後、事前に寄せられていた質問に対する回答、その場での質疑応答がなされました。